

患者の服薬状況の一元的・継続的な管理の評価

骨子【Ⅲ－７（１）】

1. 患者が選択した薬剤師を「かかりつけ薬剤師」とし、かかりつけ薬剤師が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する。
「Ⅰ－３－１－⑤」を参照のこと。
2. 1. の評価に加え、地域包括診療料又は地域包括診療加算が算定される患者に対してかかりつけ薬剤師が業務を行う場合は、調剤料、薬学管理料等に係る業務を包括的な点数で評価することも可能とする。
「Ⅰ－３－１－⑤」を参照のこと。
3. かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能を評価するため、基準調剤加算について、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、在宅訪問の実施、開局時間、相談時のプライバシーへの配慮等の要件を見直す。
「Ⅰ－３－１－⑤」を参照のこと。
4. 患者が薬局における業務内容及びその費用が理解できるよう、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、利点等を含め、患者に対する丁寧な情報提供を推進する。
「Ⅰ－３－１－⑤」を参照のこと。